

農業収支内訳書作成相談会の開催について

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

農業所得は、すべての方が収支計算（収入から経費を差し引く方式）で申告し、記帳した帳簿と書類を5年（法定帳簿は7年）保存することが必要です。JAの申告支援システムや昨年の申告の際の収支内訳書などを参考に収支内訳書を作成して、確定申告や市・県民税申告の際に提出をお願いします。

ご自身で作成することが困難な方のために、下記のとおり作成相談会を開催します。帳簿類・領収書などの整理や、必要経費の計算などを済ませてからお越しください。

◆日程および会場等

		両津地区	相川地区	国中地区	南部地区
1月	21日(木)	この2日間は、ゼロ申告と小作料申告の受付のみとします	市役所 相川支所 2階 市民ホール	市役所 本庁 会議室棟 第2会議室	赤泊総合文化会館 2階 和室研修室
	22日(金)				
	25日(月)	佐渡島開発総合センター 2階 会議室			
	26日(火)				
	27日(水)				
	28日(木)				
	29日(金)				
2月	1日(月)	海府連絡所			市役所 羽茂支所 3階 第2会議室
	2日(火)				
	3日(水)				
	4日(木)				
	5日(金)				

◆受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

◆持参するもの

- 収入金額や必要経費を記載した帳簿
- 農業収入額等のわかるもの（通帳、補助金の内訳書等）
※通帳は平成27年1月1日～12月31日まで記帳してお持ちください。
- 経費の明細がわかるもの（農薬・肥料等の領収書、固定資産税の明細書等）
- 農業機械等の取得費、取得日がわかるもの（販売証明書、領収書等）
- JA農業所得申告支援システムの書類（封筒に入っていたものすべてをお持ちください。）
※JA農業所得申告支援システムの書類は、1月22日頃までに送付される予定です。
- 電卓、筆記用具、印鑑等

体育館の通年利用を希望される団体は「年間利用要望書」を提出してください

体育館（小中学校体育館を含む）の利用については、施設の有効利用と利用促進を図るため、事前に通年利用を希望する団体を把握し、利用調整をさせていただきます。

平成28年度に通年利用を希望する団体は、「佐渡市体育館（小中学校含む）年間利用要望書」の提出をお願いします。

提出方法
センター佐渡スーパーアリーナまたは各教育事務所・地区教育係へ要望書を提出してください。

要望書は、センター佐渡スーパーアリーナ、各教育事務所・地区教育係の窓口に配置しています。

提出期限 1月22日(金) 午後5時

留意事項
○これまで体育館を利用していた団体も、要望書の提出が必要です。
○希望が重複した場合は、利用希望団体にお集まりいただき、協議を行う場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ
各教育事務所・地区教育係
または、教育委員会社会教育課
社会体育係 ☎67-7645